

第三十九回国会
衆議院
文教委員会
會議録
第六号

昭和三十六年十月十八日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 八木 徹雄君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 高津 正道君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 上村 千一郎君

田川 誠一君 中村 庸一郎君

原田 憲君 井伊 誠一君

野原 覺君 前田 榮之助君

三木 喜夫君 村山 喜一君

横路 節雄君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 天城 勲君

(大臣官房長)

文部事務官 内藤 馨三郎君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

専門員 石井 勘君

十月十七日

委員村山喜一君辞任につき、その補

欠として田原春次君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員田原春次君辞任につき、その補

欠として村山喜一君が議長の名で

委員に選任された。

同月十八日

委員山崎始男君辞任につき、その補

第一類第六号 文教委員会會議録第六号 昭和三十六年十月十八日

欠として横路節雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員横路節雄君辞任につき、その補欠として山崎始男君が議長の名で委員に選任された。

十月十七日

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出、参法第二二二号)(予)

同月十三日

熊本県に国立工業高等専門学校設置に関する請願(坂田道太君紹介)(第三一七号)

高等学校の生徒急増対策に関する請願(坂田道太君紹介)(第三一八号)

同(橋本龍伍君紹介)(第三一九号)

義務教育無償法の制定に関する請願(西村力弥君紹介)(第三六五号)

民主教育の確立に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三六六号)

同(島上善五郎君紹介)(第四五七号)

公立文教施設整備に関する請願(小平久雄君紹介)(第四五六号)

著作権保護年限延長に関する請願(佐藤龍次郎君紹介)(第五〇九号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法による資格坪数計算に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六六号)

学校給食に従事する職員の身分保障に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六七号)

危険校舎改築費国庫負担率引上げ等に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六八号)

中学校技術家庭科の施設費国庫負担等増額に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六九号)

義務教育教材費及び給食費の国庫負担率等引上げに関する請願(松本一郎君紹介)(第五七〇号)

本日の會議に付した案件

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を

○櫻内委員長 これより會議を開きます。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を

議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員 今委員長の方から定数法の問題についてというふうなお話がありましたが、定数法というものの固定せずに、いろいろな面からこの際質問をして参りたいと思います。

これは来年度予算等も考慮して御答弁願いたいと思うのですが、先日文部省の管理局の方が地方に出て、今後の学校施設の問題で文部省の構想というふうなものを述べておるのを聞いたの

ですが、資材が非常に高くなって、町村が建設に非常に困っておるというふうなことで、そういう点も考慮すると、つまりこれは単価をもっと上げてやるとか、それから地方でも建築についての理解というものが高まって参りまして、木造建築よりも鉄筋が今後には建っていくという傾向が非常に強くなつてきております。これに對して文部省としても即応するように努力をするというふうな話があったのです。その中でこういう問題があったのです。たとえば高等学校が昭和四十年ごろ非常に生徒数がふえるためにその対策を考えていかなければならぬというふうなことで、まあこれは定数法の中にはありますが、文部省の方針では、その際には一学級の生徒数というものをそのときに限って一割増員してそのピンチを切り抜けるというふうな考えが述べられておりますが、私は、これは教員数の問題、学級数の問題あるいは校舎の建築に對する文部省の考慮というふうなものをばらばらな形でなくて、もう少し統一したもので考えていただきたい、こう思うのです。というのは、やはり根本的に、日本の小、中学校から高等学校の一学級の生徒数というものは、世界の情勢あるいは科学技術教育を向上していくというふうな大原則にのっとっても、減らしなかなければならぬと思うのです。そうすればこれから生徒数が減るというこのために先生の数も減らしていくとか、あるいは校舎建築も減ら

していくというふうなことでなく、一学級の生徒数を減らすということから従来の建物ももちろん利用し、それから生徒数が減っていくから整備も一段落するというふうなことでなしに、特別教室をやはり補助の対象にするとかいうふうな方向をとっていかなければならぬと思うのです。ともかく建物の問題あるいは先生の問題あるいは生徒数の問題、こういうふうなものを文部省としてももう少し一貫して、一学級の生徒数を世界並みにするというふうな、そういうことはもちろん考えておると思うけれども、それを促進する意図があるのか。財政的にそういうことは不可能と考えておるのか。その点を初中局長と官房長からお聞きしたいと思ひます。

○内閣政府委員 ただいまのお話でございますが、生徒数を減らしたいという傾向にあるわけでございまして、すでに小、中学校につきましては、来年度の予算で、小学校五十六を五十四、中学校五十四を五十二にし、三十八年度で双方とも五十にする。そこで三十八年度以降の問題でございしますが、だんだん生徒数も減つて参りますので、これはできますれば四十人くらいに持つていきたいのでございます。

それから今お尋ねの高等学校につきましても、今の乙号基準は五十でございまして、農産と工業につきましては、今度の法案では四十を上回ってはならないとして、四十で押えておるわけでございます。普通の課程その

他につきましては五十を認めておりませんが、これも急増が過ぎましたら、できるだけ早い機会に四十くらいにしたいと考えておるのでございます。現在の校舎でも、都会地では五十五人とか六十人というものが若干ございませうけれども、急増の期間中は、五人程度ふえたからといって定員の増の要因にはならない、こういう意味でございまして、できるだけ急増に對しまして新設とか、学級増加もいたしますが、ある程度のすし詰めはごしんぼういたしたい、こういう趣旨でございませう。

それから建物の点等の關係でございしますが、これも同様に今急増期に備へまして必要な建物を建てる。この場合に特別教室等ももちろん考慮いたしておるわけでございます。御指摘のように、建築もだんだん鉄筋化されておりますので、今後は大幅に鉄筋、木造の構造比率を改めまして、鉄筋化の方に飛躍的に拡充していきたい。教室につきましても、生徒の急増に必要な教室だけは確保して参りたい。やがて急増が一段落いたしますれば、多少余裕も出て参りますので、その際に、先ほどお話しいたしましたように、余裕の教室と教員の余剰等を勘案しまして、できるだけ四十という方向を目ざして文部省も努力して参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○天城政府委員 高校生徒の急増対策と施設の今後の全体計画の問題でございしますが、御指摘の通り、これは現場の学校に参りますれば、生徒の増、建物のあり方、教職員の定数等は当然一体として考えなければならぬことでございまして、私どもも、關係の局が分

かれておりますが、この点につきましてはそのないよう調整いたして、今後の案を考えて参っております。特に高校につきましては、三十八年から四十年にかけてのピーク時を迎えるわけでございますので、この問題を新しい施設の計画の中に織り込まなければならぬと考えまして、従来実施して参りました昭和三十四年から三十八年までの既定五カ年計画の大体三分の二ほどを終了いたしましたわけでございしますが、この際高校急増対策も新たな課題として加わって参りましたので、明年から新しい三カ年計画を立てまして、特に高校施設に關して、従来老朽校舎の改築程度のことしかいたしておりませんでしたのを、全面的に急増対策として取り上げるといふ考え方をとったわけでございします。御指摘の技術課程の特別教室等につきましても、新たに三カ年計画に積算を織り込んでおります。

それから特に耐火造の問題につきましては、今後新築するものにつきましては、できるだけ鉄筋、鉄骨造を中心にするということで、特に小、中学校の新設校舎、それから高校の建物等につきましては、新設は原則として一〇〇％鉄筋ないし鉄骨造でいこうというような考え方のもとに、予算の積算を大蔵省と折衝しているわけでございします。

○小林(信)委員 初中局長には、その定数法の問題でこの際少し私の考えを申し上げたいと思うのですが、今、高等学校の実情というものは、大体従来の中学校の形をそのまま継承して生徒の収容の状態なんです。ところが生徒数というものは相当増加しているわ

けなんです。だから、特別教室というふうなものは十分ないわけなんです。ね。ことに、世界情勢から考えても、どこでも完全な中等教育を要望しているわけなんです。その点では最も地方の財政に一切依存するというふうな態勢でできております。日本の高等学校の教育というものは、日本の教育の中で一番問題になっているところだと思ふのです。だから、ここでは相当積極的な施策をしていかなければならぬと思ふのです。教室等の状態を考えてみれば、かなり詰込んだ状態であるし、余裕というものはない、そういう状態だと思ふのです。そこで、三十八年から四十年までのこれに対する対策として、一学級の生徒数をふやしてこのピークを切り抜けるという、あの法案の内容を見ると、これは一応当を得たように見えるけれども、今申しましたように、根本的にここで高等学校の教育を躍進させるという態度を文部省が持てば、ああいう方法をとりのは非常に無策だと私は思ふのです。かつてその機会に、五十人というのを、あるいは農、水、工などを四十人としておつたのを、それをあくまでも厳守して、そうして足りないところは先生の数をふやす、その機会に教室数をふやすという方策をとることがほんとうに完全な中等教育をやるといふ意図になると思ふのです。あれを出したということとは、急増するのに最もいい対策だというふうな考えも見えますが、本来の教育行政のあり方からすれば、あそここの部分は撤回して、そうしてあくまでも高等学校整備のためにあの機会を利用すべきだと私は思ふのです。もしそれをしなければもう機会が

こない。依然として今のような狹隘と不完全な状態で高等学校を押し進めていくことにはほしくない。従つて、このピークを切り抜けるためには、地方財政に依存するということはなかなかむづかしいことですから、その際こそ政府が思い切つて金を出したり、補助対策をとっていくべきだと私は思ふのです。定数法の条文に触れてきたわけですが、この点どうですかね。どういうお考えであらう臨時的な対策をとったか、御説明願いたいと思ひます。

○内藤政府委員 御説の通り、わが国の教育行政の中で、義務教育は国が半額を負担し、大学は国立学校というところで国が経費を見ておりますが、高等学校につきましては十分な国の施策がいていないという点は私も率直に認めるわけでございします。高等学校の教育をどういう形で伸ばしていくかという点について、世界の大勢が後期中等教育の完成、充実という方向に向かつておりますので、できるだけそういう方向に向けていきたい。そこで今度の急増ももちろんこれを一つの絶好の機会であるとも考えますので、そういう方向で高等学校教育の拡充をはかつていきたいという御趣旨については、私も同感なのでございします。そこで今回は臨時的にせよ、ともかく急増の期間中は従来は施設方面には国の補助がなかったのですが、施設については老朽校舎のほかに新たに急増の校舎も国の助成の道を開くということ、ただいま予算に要求しているようなわけでございします。

なお、人権費につきましては、これは従来から地方負担でございましたが

が、交付税の方で考慮いたしておりました。ところが従来の乙号基準というのは省令でございまして、十分に守られなかった。ここにも欠陥がございしますので、交付税において的確にこの教員定数を保障するような道を開きたいというのがこの法案の趣旨でございまして、この定数ではじき出した分は、交付税において確実に保障する道を開きたい。今までは高等学校の経費は、生徒一人当たり幾らというふうな算出の仕方をしておりましたが、この法案が通りますれば、高等学校費は生徒数のほかに教員数という新しい単位費用を設けたい。それによつて必要な教員数を確保したい。この法案によりまして実は一万余千人の教員が急増までに充足しなければならぬし、急増期間中は百二十万人の生徒を収容するためにはどうしても三万名以上の教員にならうかと思ひますので、なかなか大へんなことだと思ひます。私も原則としては学校の施設、既設の学校の拡充ということはいくつもあり得ますが、何分にも急増というのは一時的な現象であつて、三年、四年たつたあとは急激にまた減少するという事態もございします。一度にたくさん学校の施設、拡充をしてしまつて、その以後の点についてある程度の見通しも立てなければならぬので、やむを得ず一割程度のすし詰めは認めたわけでございまして、御趣旨の点はそういう方向でももちろん進んでおる。ただ将来生徒数が減少するということを予想しながら、実は急増期間中のある程度のすし詰めはやむを得ないものと考えておるわけでございします。

○小林(信)委員 もちろんこの法案の

持っております趣旨には僕らも賛成ですが、その点がいいからといって、かつて今私が申し上げた点とか、そのほか二、三ありますが、非常に世間では心配しておる点もあるわけなんです。せっかくのいい法案でありながら、そういう心配をしておるということは非常に残念なことなんです。今、局長に私が特に申し上げた点については、三、四年後にまた減少する時期がくる。そのときのことを考えれば、せっかく教室を作ったり先生の数をふやしたりしてもつたいないという印象を受けるわけですが、そこが思い切れば踏み切るところだ、こう考えて申し上げているわけなんです。ほんとうに高等学校教育というものを充実するためには、何といても生徒数というものを現在の五十人、この法案が持つておる五十人で満足しているような状態ではほんとうの進歩じゃないと思うのです。やはり五十人を四十人にし、さらに三十人にするという大方針というものを立てていくべきじゃないか。そうすればこどももって急増対策に一割増しの方法でもって間に合わせるというところでなくて、その際にその急増する分は校舎も建てる、先生も確保する、施設も完備することに努力することによって、今度は三、四年後に生徒数が減ってきたときに、いよいよ五十人が四十五人になるとか、あるいは四十人が三十五人になるとかいう理想にだんだん追いつくことができるのではないかと。そういうことをなぜやらないのか、あるいはやれないかというのを聞いておるわけなんです、もちろん三、四年後に減少するということはわかっておるけれども、それがわれ

われの目的に到達する方向にいくことではないか、こういうことなんです。○内閣府委員 御趣旨まことに、ごもつともでございまして、一応私どももそういう方向で計画を進めておるのです。たとえばあまりに急激な変化を与えますことは教育界にいかかと思うわけでありまして、急増は一時的現象でありまして、その一時的現象を利用しながら恒久的な施策を一面に考えておるわけです。公立学校で八十万、私学で四十万、百二十万の収容計画を立てておるのですが、この公立学校八十万のうち学級の増加、つまり既設学校での学級の増加で四十万、そのほか高等学校の新設で二十万という計画をしておる。すし詰めの方は二十万足らずであります。ですからその分は急増が終りますればまず第一にこれは減少する。これは附則にも書いてございますように、まず第一になくしていきたい。私どもとしては大体一べんに進学率をあげても、今度は入ってこないという状況もあるわけですから、進学率というものを徐々に向上させなければならぬ。昭和四十五年に大体七二%程度を目標にしておりますから、そこで急増期間が過ぎたら、すぐさますし詰めの方は解消してくる。その次の手といたしましては、今御指摘の通り五十を四十に引き下げるといふような方向で次の手を打って参りたいと考えておるのでございまして、決してすし詰めでこの急増を乗り切ろうなんていうような考えは毛頭ないのでございします。御趣旨の点を尊重しながら、ただ教育界に急激な変化を与えないで徐々に進学率の向上をはかっていくのがいいのではないかと、こういう見解

をとっておるわけでございます。○小林(信)委員 法案を見ますと、その部分が相当なページをとって書いてあるわけですね。非常にあそこから受ける印象は、一時的現象に対するところの、あらかじめこれを予測して対処するところの点ではなかなかけつこうのようには思いますが、私の受ける印象というのは、やはり高等学校教育というものの対して非常に消極的であるというふうな考えを持つから、その点を申し上げるのですが、私はさらにこういう方面からも考えてもらいたいと思うのです。今一般の業界では、いかにして人間を獲得するか、これに非常に苦勞をしておるわけですね。私は文教行政をするにはいかにして優秀な教員を確保するかということも、この業界界と同じようにに大事ではないかと思うのです。ただ号令をかければ先生が集まるというふうな考えでおつてはならないと思うのです。現になかなか教員になることは至難だといふふうなことで、もう一つは一般の財界の方の好況から、先生なんかにあえてなる必要はないではないかといふようなことから、人材が教育界に集まらないような情勢にあるわけですね。この急増対策の問題も、やはりこの点も考慮していかなければならぬと思うのです。だからそういう場合にも、どこまでもいかにピークであろうと一時のがれに生徒数をふやして間に合わせるのではなくて、あくまでもこの五十人を厳守して、先生の数もそのときに十分間に合わせる。そうしてこの法案の中にもあります養護教員を確保するというのを考えてはおるけれども、すぐに養護教員を養成するこ

とは不可能だ。だからこういうふうな措置をとるといふようなことをこの前も御答弁があったと思うのですが、そのときになって間に合わないからなんというところはほんとうは大きな手落ちなんですよ。やはりそれ以前に教員の数というふうなものは、しかも質的にも考慮して対策を講じておかなければならぬと思うのです。だから私はあくまで一割増し五十五人というものは撤回して、そしてあらかじめ教員も確保する、施設も完備する。そしてそのあと要らなくなるわけじゃない、それを利用して生徒数を減らしていくという方向をとることが私は大事だと思うのですが、教員の確保というふうな問題について、どういふふうなお考えを持つておるか、お聞きしたいと思ひます。○内閣府委員 先ほど申しましたように、この法案でも一万数千名増員しなければならぬし、さらに急増期間中には三万名程度の増員が必要でございまして、実は大へんなことだと考えておるわけでございます。そのどうして人材を確保するかという点については、一つは待遇の面において改善をしていく。このたびの人事院勧告によりまして、今回は初任給につきましては前回のものよりさらに大幅に大幅でもございませぬが、少なくとも上級職甲よりは今度は改善したわけでございます。初任給も引き上げ、あるいは科学技術者に対する初任給調整手当も引き上げ、拡充をいたしたわけでございますが、これだけでも不十分でございます。育英資金については、従来は高等学校へ行つた場合には返還が免除されませんでした、今回は高等学校

に行つた場合にも返還を免除する、こういうふうな措置も講じておるわけでございます。そのほか教員の採用の問題が実はあると思うのです。採用の時期が教育界は年度末になることが多かったのですが、できるだけ一般の業界とそろえまして、今教育長協議会等とも御相談しておるのですが、できるだけ十月に予定採用してしまふ。年度末まで待つておるといい人材を確保することは困難でございまして、採用の時期等についても検討を今いたしております。いろいろな方面からこの教育界に人材を確保する、こういう方向で今努力をいたしておるわけでございます。もちろん今の給与改定だけで完全だとは思ひませんが、今後機会あるごとに教員の待遇改善については努力して参りたいと思つておるのでございます。○小林(信)委員 待遇改善をするなんというところは当然のことなんです、私どもがお聞きしたいのは、こういうときによい人材というものを確保して、順次一学級の生徒数を減らすことも行政上可能だといふ体制を私は作つてもらいたいと思ふ。そういうふうな心がまえを持つていなければ、業界へみんな人間をとられてしまふ。だからその点では業界と同じような気持で人間というものを確保しておかなければいけないというわけなんです。ただ初任給をどうしたかというふうなことはただでは、私はほんとうの対策とは言ひかねるということなんです。今初任給の問題が出ましたが、これなんかも最近の経済事情から考えても相当用心をしなければならぬと思うのです。少しぐらい初任給を引き上げたか

らといって私は満足してはいらないかなと思う。大体日本の経済問題なんというところは、この際何も議論する必要はないのですが、それは池田さんが所得倍増計画を考えているからだんだん経済事情がよくなるのだというふうな印象もありますが、私はもつと根本的にこの問題を考えていかなければ、いろいろなところに問題が起きてくると思う。というのは、ヨーロッパあたりの学校の先生の初任給というのは、大体六、七万円です。もちろん多少物価というものは高いかもしれない。それでもなお初任給は一応一般の業界の人たちよりもいいのですが、やがてそれが産業界の給与等に相当な格差がつけてきて、先生の方が悪くなる。従って先生になるのがだんだん少なくなってきた、これはいつかもお話し合いましたのですが、男の先生が必ずしも優秀というわけじゃないのしょうが、男の先生というものは諸外国でだんだん少なくなっていく状態なんです。日本だけが非常に男の先生が残っているというふうな状態だと思ふのです。そういう世界の情勢から考えても、今の日本のわずかな初任給引き上げなんということは、これはまた何もならないことになつてしまふと思ふのです。そういう点から、実はきょうは来年度予算というふうなものをめぐって官房長からお聞きしようと思つたのです。私は、この法案をこれから審議していくわけなんです、さきさきなところにあるような問題を考慮しなければならぬような事情になつていふと思ふのです。この急増対策という面からも、人間確保の問題、そしてやがては生徒数を急激に、五十人にするなんというところで

もつて満足するということとは、今までが今までであつたからやむを得なかつたわけなんです、もつと急激に減らしていくという措置を講じなければ、ほんとうに科学教育、技術教育なんというものはできない。数学の教育なんという個人指導を要する問題が、私は効果が少ないのじゃないかと思う。そういう状態で学力テストをやつたつて、私は意味がないと思ふのです。それは同じ局長の管轄下にあるわけなんです、こういふものを等閑視しておつて、急増対策というふうな便宜的なものでやつて、それで学力テストをやる、こんなところは私は大きな矛盾だと思ふのです。この急増対策に対しては何かして与党の諸君にも文部省にも考慮してもらつて、もう少しこれが一般の人たちの理解のいくような姿にしてもらいたいと思ふのですが、きょうはその程度にしておきます。ついでです、もう一つ問題になつておる、高等学校で全日制ならば三百名以上、定時制、分校ならば百名以上でなければその存立はさせないというきつてもあるわけなんです、これに対して地方では心配をしておるわけなんです。附帯事項もつけたのですが、文部省にはさしてこれが影響するところがなかつたらしいのですが、一つその点の御説明を願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 ちよつとその点は小林先生誤解があるのではないかと思ふのですが、実は高等学校の規模をどの程度のものにするかという一つの基準があるわけございまして、その際、高等学校教育をなるべく充実したものにするには、本校で三百人、分校で百人ぐらゐのものが適當ではなからうか、あまり小さな学校を置きますとどうしても教員数が少なく、不十分な教育になつてしまふ。義務教育の場合には、これは私もやむを得ないと思ふのです。通学距離の関係等から、三十人の学校があり二十人の学校があつてもやむを得ませんけれども、高等学校教育として銘を打つてやる以上は、ある程度の規模がほしい、そしてできるだけ施設設備も充実し、教員組織も充実したいというのがこの法案のねらいでございまして、これは百人未満やあるいは三百人未満の学校をつぶすという法律の趣旨ではなく、あくまでも基準をお示ししただけのことです。から、基準としてお考えいただきたい。かりに三百名未満の学校があつても、あるいは百人未満の学校があつても、これは統廃合する趣旨のものではなく、現在のものはそのまま存置するように考へております。ただ今後の問題として、新しく学校を設置する場合に、本校の場合は三百人以上、分校の場合は百人以上にしてほしいという希望の基準なんです。ですからかりにある地域で八十人しかなかつた場合は、教育委員会は八十人で認可すればよい。決してこれは拘束基準ではない。一つの努力目標の基準でございまして、私はそういう努力目標というものを法律に明示しておいた方が、学校をお作りになる場合にいいのじゃないか、それが高等学校教育の内容を充実させるゆゑんではなからうかと思ふわけございまして、決してこれは認可の拘束基準ではないということ十分御理解いただきたいと思ふのです。

○小林(信)委員 その理想では最も妥当な条項だといふふうにお考えになつていふのでありますが、これは、ほんとうに文部省にすわつておつて、何も地方の実情なんというのを考慮しない人の言い分だと私は思ふのです。こういう条文を出されたら地方がどうなるかといふことをもう少しお考えになつていただきたいと思ふのです。はたして地方の教育委員会、というよりも自治体といふふうなものは、これをどういふふうな利用、ということになつて利用しなければならぬか、その財政事情といふふうなものをお考えになつてもう一ぺん御答弁願ひたい。あなたのお考えになるように必ず地方の人たちが教育的な理解を持つてこの条文を、あなたの考えるように履行するかどうか。

○内閣府委員 これは多少従来のいきさつがございまして、御心配の点は私ももつともだと思ふのです。ただ従来は地方財政が非常に困つておりました、定時制の学校等の統廃合が行なわれたことは、これは事実でございまして、今度は統廃合の行なわれないうちに、財政的に十分保障をいたしますから、無理な統廃合はないと思ふのです。この点は文部省も積極的に指導をいたしまして、現在あるものが無理な統廃合にならないように、十分な財政保障を一方にしながら、一方においてはそういう無理な統廃合の行なわれないうような行政指導を強化して参りたいと思ひます。それから今後の問題としても、あまり小さな学校を作つていただきまして、学校経営にも困りますし、その意味では私はその学校の子供たちもかわいそうだと思ふのです。わずか数人の先生で高等学校教育だとおっしゃるのには少し困るのじゃないか。中学校の場合は義務教育だからある程度やむを得ないにいたしました、高等学校教育は義務教育じゃないのですから、できるだけある程度財政の規模があつた方が望ましいという意味であつて、決してこれは強制する基準ではないのでございまして。それから地方でかつてそういう御不安があつたのは、地方財政が非常に困つておつたときの状況でありまして、現在では無理な統廃合はやつていないはずであります。ただ、やるとすれば、教育的な意味で統廃合のあるのはこれは私は当然であらうと思ふのです。財政上の見地からの無理な統廃合は現在はいたしておりません。

○小林(信)委員 今の、百人以下なかでは教育が成り立たない——大体こゝういふ言葉はこの条文の中にひそんでるわけなんです。そこをやはり地方で強く印象づけられて、必ず現在あるものをつぶしていく方向をたどるのじゃないかと思ふのですが、大体文部省が考へていふそういう財政的な裏づけとか、あるいは条文で云々といふふうなことだけでもつてこの分校指導などをなさつておるから私は問題だと思ふ。実際あなたの今満足するような定時制分校の経営といふものが成り立つておるとお考えになるかどうか。問題はその内容とか運営方法、これに対する善処がないから、高等学校の定時制分校といふものはなるべくなくそうという方向にいつていふんじゃないかと私は思ふのです。だからもつとその内容あるいは学校運営といふようなものに対することができるだけの指導あるいは補助とい

うものなされておれば、こういう条文が出て、八十名であろうが七十名であろうが規制はされないのだ、だからおれのところではまだ存続させるということになるのですが、一面そういう指導がなされて、ただ形骸だけで定時制分校は放置されておる。だからこういう条文が出てしまえばこれはますます影をひそめて、ほんとうに恩恵を受ける高等学校の本校に通えない人とか、あるいは働きのながら勉強しようという人たちは、いよいよ高等学校教育というものは取り残されていくと思うのですが、そういう点はどうですか。

○内閣府委員 定時制がこのごろ減少の方向をたどっておりますことは事実であります。ということは、全日制にどんどん切りかわつておる。従来は高等学校の数が少なかったせいか定時制に行つておつた。ところが景気もだんだんよくなったので全日制に変わつていく分が非常に多いのであります。その関係において定時制が減少しておるといふことは事実であります。ただ私も今のままで定時制がいいかというのを考えますと、決してそうではないと思ひます。定時制の教育内容なりあるいは運営の方法に根本的な改善を加えて、もっと魅力のあるものにしていきたいということいろいろ検討しておるところであります。いずれにいたしましても、学校教育法等でこの前御審議を願ひましたように、技能者養成施設との連携をはかるとか、あるいは通信教育と並行してやるとか、そういうようなことを考えながら、同時に定時制教育のあり方自体についても根本的な検討を進めながら、もっと

魅力のあるような形に持つていききたい、そして勤労青少年教育の一その振興をはかつていきたいという趣旨については私も同感でございます。

○小林(信)委員 定時制が全日制に移行したいということは、今局長がおつしたように定時制の内容が整つておらないから、せめて全日制に移行して、そして三年間行けば卒業資格がとれる、そして上の学校にも進学できる資格がとれるということ、もう定時制には魅力がないわけです。魅力がないから、せめて全日制の高等学校と同じ資格をとるところにせめてもの望みを実現しようとする移行だと私は思ひます。ほんとうに魅力のある定時制高校の運営というものがなされておれば、何も全日制なんか移行しなくとも私はいいと思ひます。農村の中にあります、農村青年を育成するとか、あるいは農村を近代化するというような魅力ある内容の定時制高校の運営というのがないわけです。そういうふうなものを一面持ちながら、こういう法案を出せば、これはもう地方の人たちも、なくなるならば仕方がないというふうな気持ちになるし、それから地方の自治体の財政事情からすれば、いい口実を与えることですから、ますます私は影をひそめていくのじゃないかと思ひます。だからこの条文というふうなものは、今のようなお考えであればとてしまつて、そして文部省はもっと責任を感じて定時制高校の内容というもののこの際臨期的な対策を講じて、充実していかなければならないと思ひますが、私たちの県といったしましても、順次定時制高校というものは減つて参りました。そして今百名を割るよう

な学校が多分に出ておるわけでありま

す。この法律が出れば、おそらく地方の財政事情からしてこれをなくしていく、父兄の方でも、あんなものがあつたて意味がないのだ、それよりもできた本校の方に通うか、あるいは全日制に移行しようじゃないかというふうな運動が行なわれておつて、ほんとうに定時制というものがなくなつてしまふような形だと思ひます。私はそれは本来の目的というものが違せられないという考えでおるわけですが、私の考えるところでは、この条文というものは定数法という非常にいい法律の中の最もよい点で、これがあるがために、かえつて世間から定数法というものが忌みきらわれるような感じもなきにしもあらずであります。これについては関連質問があるそうですから……。

○竹下委員 関連して、今の議論であります。私は議論の角度が少し違ひますけれども、内閣局長の御答弁で努力目標という言葉が出ておりますが、現実問題として、実数は確かに百名を割つておるところが多い。しかしこの条文ではその生徒の収容定員が分校百名、こういうことになつておる。収容定員というのは現実問題として百名のところはないと思ひます。全部五十名なら二百名、四十名でも六十名、三十名でも二百二十名、だから収容定員を努力目標で示すということは、現実それよりもすべてが上回つた定員だから、努力目標を現在よりも下げていくという表現になりはしないかという角度の違つた疑問を持ったわけです。これについてお答え願ひたい。

○内閣府委員 お説の通り一学年四十人としなくても三学年で二百二十名になるわけでありま

す。だからその点を考慮して百名ぐらゐが一つの基準ではなからうか。百名にしますと、一学年が三十三名ということになる。だから三十人以下の学年というものは学校の規模としてはあまりに小さ過ぎやせぬでしようか。定時制は四年ですから、実は一学年二十五名になるわけですね。一学年二十五名でございますから、二十五名の四学年でございますから、百名というのはいふお話のように非常に少ないのじゃないか。少なくとも収容定員は一学年三十名以上になつておる。三十名とすれば三、四、十二で二百二十名になるわけでございますから、これよりも割ることはまずなからうと思ひます。しかも現実には一つの基準を示して、できるだけ今小林先生のお話のように高等学校教育を充実したものにしたい。あまりちやちやなものを作つてはつたらしくておくことはよくないのじゃないか。できるだけ基準以上のものを育てていくような方向に努力して、教員定数もよい配当し、資質も向上していく、こういうふうな方向へ努力すべきではないかと考えるわけでございます。

○竹下委員 現実問題としてすでに定時制ではおそろく日本全国どこへ行つても二百二十名よりも下の収容定員の学校はないと思ひます。現在のやつよりもさらに下の基準をもつて努力目標にするという考え方が矛盾ではないかという私の議論です。実数で押えますとよくわかるんです。だから逆にいへば、収容定員だから、これは今思ひつきでありますけれども、収容定員を明示したものであるから、実数がそれよ

りも下回らないようにということでは

ないから、収容定員の問題だから、現実二百二十名以下のところはなからう、百名という努力目標を掲げる必要もないではないかという印象です。

○内閣府委員 お説の通りなんでございますが、収容定員が一学年三十名としまして、三、四、十二で二百二十名が定員になるわけでございます。ですから実際問題として定員が二百二十名以下のところはあり得ないという竹下先生の御意見は全く同感でございます。ただ百名と規定したのは、それでもなおかつ二百二十名よりもつと少ないものもあり得るわけだと思ひまして、百名というものを基礎にいたしたわけでございます。

○山中(吾)委員 今の学校の規模に關連してお聞きしますが、適正の規模というの、あな方いつも最低ばかりを考へておるんですが、教育的に適正の規模というの、多過ぎるときこそ不適正になるもので、少ないほどいい教育ができるんですがね。百名以下なら適正規模でないなんという議論はどこから出てきたんですか。教育的に答えて下さい。

○内閣府委員 百名以下でございますと、まず教員定数の面で困つてしまふ。

○山中(吾)委員 それは財政的な問題じゃないですか。

○内閣府委員 教員定数の問題として、百名以下の学校にそうたくさん教員を配当するわけに参らぬのでございます。そうすると一人の先生がたくさんの教科を受け持たなければならぬ。義務教育の段階ですとある程度それも可能でございますけれども、高等

学校教育は相当専門的な事項が多いのでございますから、なるべく教員数の多い方がいいと思うのです。その多いことを望むならば、あまり小さな生徒数のところには教員定数をもう少し配当することは、これはまた財政上から考えてむだが多いのではなからうか。だからその辺のかね合いが私は問題だと思ふ。

○山中(吉)委員 だから不適正規模じゃなくて、財政的に困るというだけでしよう。一番理想的なのは、先生一人、生徒一人なんです。これが最大の適正規模なんです。(それは違ふよ)と呼ぶ者あり) よけいなことを言うな。そうでしょう。だから大きな学校になると会社みたいになるのですから、こいつは教育的に、これは大量生産なんというところで人間ができるものじゃない。あなたは、文部省の感覚からいえば、最低、人数の少ないほど教育的なんです。自治省的な感覚でおっしゃはいかぬと思うのです。法律的に適正規模という感覚を最低ばかりをいつも考えるのは迷信だと思ふ。だから江戸時代の塾教育だって、あれは適正規模でないとはいえない。そうでしょう。法律に、やたらにいつでも適正規模を最低ばかりとするのは、いわゆる教育的でない表現で、非教育的だと思ふのです。そうじゃなくて、文部省はそうでもないけれども、どうも自治省その他から圧迫されてこうなったのだといえはわかりますよ。だから局長のおっしゃるのは詭弁ですよ、そうじゃないですか。

○内閣府委員 寺子屋教育のように大体人間形成とか、人格陶冶ということが主の場合は私もそういうもの

があり得るものと思ふのです。一クラスの人員はなるべく少ない方がいいと思いますが、これも経済規模を無視してむちゃくちゃに少ないということはあり得ない。家庭教師なら一人で済むのでございますけれども、それでも各教科をやる場合は、高等学校教育になれば英語も、数学も、理科もみんなできるといふ家庭教師はないわけでございます。そこでやはり諸外国の例を見ましても学校経営の経済的規模があるわけでございます。学校経営の経済的規模から見れば、三十人くらいが……。

○山中(吉)委員 諸外国とはどこですか。

○内閣府委員 これはイギリスでもアメリカでもみんな同じでございます。ですから学校経営の経済的規模を考えますと、もうむちゃくちゃに小人数にするわけにも参らぬと思ひます。そういう点を考えますと、二十五人なり三十人なりというものは、これは規模としては最低だと思ひます。これ以上には縮めますことは、今度は財政負担が非常にかかり過ぎるということにもなるわけでございます。

○山中(吉)委員 私はじめに言っているのですがね、別な角度から、農村の分校というのは、地方の教育からいって最も重大なことなんです。全日制の高等学校を卒業した者はその村から全部離れて都市へ行っちゃうのです。そうして農学校の卒業生も六、七割は農業経営者にならないのですよ。国あるいは県の費用で教育を受けた者がその村に土着して生活改善その他に一つの指導的役割を果たすのは分校の卒業生だけなんです。実際は……。

分校なんです。分校は十人ずつ入ってもそれは大切にやっていかなくちゃならぬというのがほんとうの僕は教育政策だと思ふのです。そこで百名以下とかそういうふうなことをおきめになることは決して農村教育にはならない。農業基本法までできて、そうして一方で農業教育推進なんという法律ができていますから、百名以下を、教育委員会が知事部局と予算編成するときに牽制されるようなものを、私は出すべきじゃないと言ふのです。それは必ずそうなりますから、そういうことは文部省の窓からながめての感覚で、農村の農業教育の分校というのはそんな適正規模を最低限にきめるものじゃないです。適正規模は上をきめればいい。何百名以上はいけないということにならばいい。それはおやめになるべきだと思ひますが、そういうふうなことで国会議員をだましてはいけません、だめです。こういう法律というものは必ず地方へいったならば教育の抑制になるのです。都市の夜間教育、そういうものならいいのです。定時制ならけっこうですが、農村の分校ですから一番響く。それでこの卒業生だけは土着する、ほかの人は東京へ来ます。東北なら東北を例にとつたならば、どんなに少なくても分校だけは置いてやりたい。そうして、そのときに都市のような精細なる分化した各学科担任の先生を置くということには要らない。農業形態と同じで、東京では産婦人科、外科、内科と分化している。農村においてそんな分化した農業を置いて、これは成り立たない。農村に

農村人ができるのでございまして、そういう形式論はおやめになった方がいい。この法案の中で一番いけないのはそこだと思ふのです。そこで最低限だけの教育の適正規模というのはいくらだ、教育的にはそんなものは要らない。最高限をきめるのが教育的に論議すべきことであつて、文部省はもつと勇敢に教育的にやるべきで、みずから非教育的な考えを各省——大蔵省とか自治省から押しつけられて、そうして作るような法律ではいかぬと思ふのです。だから僕は自治省の人や大蔵省の人を呼んで聞きたいのですが、初中局長がそういうことを言つては困ります。だからこの法案をそこで排除すべきだ。

政務次官、長谷川さんに聞きますが宮城県農学校の分校を調べてみなさい。こういう法案ではだめなのです。農村教育を低下させるだけです。だから国会でこういうものは修正すべきだと思ひますが、次官に聞きます。

○内閣府委員 今お話を伺いました。が、結局教員数はどうでもいいのだ、一人で八百屋のように何でもやっていいのだ、人間形成が主だということ、私は一つは御意見だと思ふのです。これはやはり高等学校教育をやるなら、内容的に高等学校の指導要領に即応した教育をしていただかなければ、高等学校卒業生としての資格に欠けるものがあるだらうと思ふのです。ですから、やはり国語にしても数学にしても理科にしても、その他の教科にいたしまして、ある程度の水準というものは維持していかなければならぬ。そのためにはある程度の教育数を配当いたしませんと、高等学校教育は

相当程度が高いですから、一人で何もかもできるといふわけには参らないと思ふ。そう考えますと、やはり私どもとしては百人というのが最低の規模ではなからうか。おっしゃる様に最高

の規模も必要であると思ひます。ただ現在のところ、いろいろな土地の条件その他によつて、やむを得ずたくさん入れておられるところもございまして、学校経営としては少しふくれ上がっている面もありますけれども、これは一面行政指導の面でできるだけ過当な学校については制限を加えるようにして参りたいと思つておるわけですが、今回のこの法令の場合には、ある程度以上のものはできるだけ法律で保護していきたい。この規定をはずしますと、今度は小さな学校を保護する規定がないわけなのです。かえつて私はそういう小さな学校はほつたらかしくなつてしまつて、あまりその進展がでないのじゃないか。それこそ自然消滅してしまうのではなからうかという不安さえ私は持つのであります。この点はあなたと実は見解を異にしているわけだ。

○山中(吉)委員 見解じゃなくて、事実上反します。次の機会にその問題をもう少し掘り下げたいと思ひますが、今のようなことを言われては困る。百名という規定を作ることによつて、百名以下の分校を保護するために作る、そんな詭弁をされては困る。これは知事折衝したら必ずけずられます。規定がこうなつておるのだから、たった五十名の、十名ずつの場合には四十名ですからけずられますから、ほんとうに教育委員会は困る。これは隠してもちつた方が一番いいのです。もちろん農村

の先生というのは、都市の先生のようなサラーマン心理じゃないのですから、農村に入って、何とかしようとして盛んに勧誘して歩くのですが、それでも入らない。教育関心が少ない。農業というやつは教育は要らないという常識がある。だから農村の分校というのはもつと啓蒙的に法律を作るべきであつて、今の形式な形式なことでは私はいかぬと思ひます。僕ら痛切にそれを感じておるのですから、分校百名は隠していただきたい。それは理論としてはそんなことを言つても通るかも知れませんが、少なくとも農村教育の振興という場合には、百名というのでは東北六県では半分以上は統廃合になる。県会においてはこういう質問になるかと、一人当たりの教育費が非常にかかる、生徒数が少ないから、だから廃止せよという論です。そして教育委員会には個々の県議員はうちの分校は廃止しないでくれといつてまた陳情に来る。そういうような矛盾がどこにも出てくるので、すなわち、こういう法律を出しにすると、知事部局の方では法律的根拠というものをもつてきて統廃合して、毎年の予算で縮小されて参ります。だから百名以下の実員になつては分校を保護するといふことをおしやるのはあまりにも詭弁過ぎる。これは関連質問だから一応きようはやめておきますが、もう少し真剣に論議していただきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 私山議員と同じように東北ですが、私も地方の定時制を見て歩いて、農業基本法やらできる今日において、地方に定着する人が少うした勤労青年であることは認識して

おります。この場合は、法案で出てくるこの条項は、百名というのを収容の一つの基準目標として、そこに努力してもらいたいということですから、あなたと地方の現状の認識は同じですが、この法案の努力目標というものはお認め願ひたい、こう思つております。

○山中(吾)委員 これで終わりますけれども、長谷川さん、農村にそんなことを言つたら、ほんとに文部次官だめだと言われまう。努力目標じゃなく、これを掲げることによつて押えらるるのですから、それは部内でもう少しお考え下さい。

○小林(信)委員 定数法の問題へ入つては、私の質問する問題は、はかばかしたわけですが、たまたまこつちへ入つて大へんな議論になつたのですが、仕方がないから大臣が来るまでその点でやります。たしかにこの法案は、前回にはあつた国会事情もありまして、私たち協力してこの法案を実現は全会一致で通したわけですが、しかし廃案になつて、新たにここで議論するわけですが、そのときに与野党ともこれに対する付帯事項をつけたわけですが、それに対して次官も、この次官でなくて前の次官が了解したわけですが、その中にやはりこの問題については、強力に、この法案では非常に心配であるといふことをうたつたわけですが、次官も十分それを了とされたわけですが、従つて、もし誠意をもつて、文部省の中に坐つておるのでなくて、地方の情勢といふものを十分お考えになつて、再度提案されるならば、この条文といふものは相当考慮されて出されてこなければならぬと思ひます。

が、今関連質問等に対するところの御答弁を聞きまして、どうもそういう反省の色がない、これでいいといううな態度に見えるのですが、ほんとうにそのときの与野党の意見を尊重しておるかどうか、あるいは文部次官がはつきりその通りでございましてわれわれの意思にも賛成をしたその態度があるのかどうか、そこを一つ御答弁願ひたいと思ひます。それに附帯しましてほかの要望事項が五つあります。が、そういう点がどういふふうにかつて、再提案されたのか、御答弁願ひたい。

○内藤政府委員 この前の国会で附帯決議が出た事項でございまして、高等学校の最低の規模を明らかにしたことから、定時制の分校の統廃合を促すことのないように留意しろ、こういうことでございまして、私どもとしては、高等学校の最低規模を定めることは、高等学校教育の水準を維持する意味から必要である。しかし既存の定時制分校については、無理な統廃合を行なうことのないように、この法案が通れば、私どもは、積極的に通達なりあるいは教育長会議なりを開きまして、この趣旨は十分徹底させるつもりでございまして、それで、定時制教育の伸展に妨げのないように、今後とも強力な指導をして参りたいと思ひます。そのほかの点については……。

○小林(信)委員 そんな答弁ではだめだ。もう少し反省の色を見せなければだめだ。

○内藤政府委員 御趣旨はまことに、ごもっともなので、この法案が通つた場合には、御趣旨の線に沿つて強力な行政指導をいたしまして、無理な統廃合の起こらないように、文部省は最善の努力をして、御趣旨に沿ひたいと思ひます。それからあと、本法が施行されるにあつては、現在各学校に配置されてある教職員の実績を尊重し、その現状を下廻ることのないように配慮すること。こういう附帯決議がついておりまして、これは私どもとしては、大体今の法案で、各県とも総数においては上回つておりますから、問題はなからうかと思ひますが、いやくも個々の学校についてそういう実績を下廻るようなことがありますが、これは下回らないように、教育委員会が今度定数を配分する際には十分考慮するようにこの法案が通過しましたら、教育長会議等で趣旨を説明し、徹底をはかつて参りたい、この点についても御不満のないようにいたしたいと思ひます。おるわけでございます。

なお、政令基準以下の都市で高校新設についての制限は、実情に即するよう留意しろといふ附帯決議がございまして、政令基準は、今のところ大体人口十万人程度を考へておりますが、人口だけではなくて、市町村の財政能力も十分考慮いたしまして、実情に即するようになつていきたいと思います。それから、事務職員や実習助手の適正な配置のできるように行政措置をするようにといふ附帯決議でございまして、この法案によりまして、実習助手、事務職員それぞれ二千名以上の増員を見込んでおるわけですが、もちろん十分ではございませんので、実数に比べましては低いところも若干あらう

かと思ひますけれども、先ほど来申しましたように、これはあくまでも算定の基礎でございまして、各府県、市町村の教職員総数の定員を定めるのがこの法案のねらいでございまして、この点については実情を考慮して配分するように、なお今後の問題として機会あるごとに、この実習助手、事務職員の増員については改善をして参りたい。次の法案修正の際には、特にこの点に留意していただきたいと思ひます。

なお、教育効果をあげるために、将来高等学校の設置基準甲号を指向して努力しろ、まことに、ごもっともなのでございまして、この点は高校急増対策が一段落しましたら、さつそくこの点はそういう方向で努力して、甲号基準に全面的に近づけて参りたい。今回の法案でも、農水と工業につきましてはほぼ甲号基準に近づいておるわけでありまして、その他の点につきましても、御趣旨に沿つて努力して参りたいと思つております。

最後に、私学との間の格差是正のために適切な対策を考慮しろ、こういう附帯決議でございまして、従来から私学に対しては及ばずながら努力して参りましたが、今後一そう国の予算の面におきまして努力するように、来年度予算に私学振興会の出資金なり補助金を要求いたしておりますので、これが実現をはかると同時に、地方財政の面におきましては、現在各都道府県に、昨年度までは三百万円にございまして、これを九百万円に本年はふやしましたけれども、これを大幅に増額して、私学の助成の道を開きたい。従来はこの私学に対する助成はその他教育

費の中に一括してあったわけでありまして、どこに入ったかわからぬような点がありましたので、今回は、できるならば、私学振興費という特別の目をその他教育費の中に設けて、私学助成を積極的に行なうように、ただいま自治省とも打ち合わせをいたしておるところでございます。

○小林(信)委員 大臣が来ましたが、この程度でもって終わりますが、今の御答弁をお聞きしておると、まことに委員会の意向というものを非常に軽視している感じが強いのです。なめてい

るといふような、どうせ多少の意見があったのだ、その意見を調整するためには附帯事項が出たんだろというふうな印象しか私は受けない。とにかくあのときは、非常にこれは問題だったのですが、国会が国会だから、とにかくいいところもあるから、一応通せというふうな点で、じゃ、これだけはどうしても文部省において善処させなければならぬというふうな与野党とも意見が一致したところでつけられたものです。それに対して、今の御答弁を承

っておりまして、そんなことは少しも検討したような様子がない。今附帯事項を読み上げて、思いつきのことを局長がしゃべっておるにすぎないような、まことに遺憾なものが見えるわけですね。これじゃどうもう一ぺん

しっかり審議をし直して——おそらく与党の諸君も、これを出した以上はもう少しこれに対する具体的な納得できる御答弁があるものと、きつと思っておられると思うので、今のような御答弁では、与党すらあまり賛成をしないのじゃないかと思うのですから、これは相当決意を新たに、次の委員会

に臨まれるようにお願いしたいと思うのですよ。どうも抽象的な、しかも簡単なごまかしの御答弁が多くて、これでは定数は簡単に審議できないという意向を申し上げて、それでは大臣が来ましたが、私の質問は終わらせていただきます。

○櫻内委員長 引き続き、学校教育に関する件等について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。横路節雄君。

○横路委員 文部大臣に、十月二十六日に予定されている学力一斉テストについて、この間からの各委員との間の質疑応答から申しまして問題点がたくさん残っておりますので、これらについて一つお尋ねをしたいと思うのですが、その前に、二、三文部大臣に対してお尋ねしたい点があるのです。

第一番目の問題は、文部大臣は、憲法は改正すべきであるとお考えになつておられるのかどうか、この点について一つ文部大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○荒木国務大臣 改正すべきかどうかを、法律に基づく、憲法調査会によつての調査会で検討中でありまして、その結果を待つて私は考えをきめたいと思います。

○横路委員 教育基本法についてはどうでございますか。実は、教育基本法については荒木文部大臣は、何か改正なさる意思があるようにお話をなさつたように私聞いていたわけですが、ですから、教育基本法について改正なさろうというお考えがあるのかどうか、なお改正しようというお考えがあれば、

どういふ点について改正なさろうとしているのか、その点一つお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○荒木国務大臣 昨年ある席で教育基本法は再検討するべきものであるという趣旨の意思表明をしたことがございます。それは教育基本法制定の経過にかんがみまして、なるほど教育刷新委員会のメンバーの方々が真剣に討議され、原案を作られた経過も承知いたしておりますが、何せ占領下でございますに原案も作られたであろうと推察されます。そこで平和回復後十年になんかんとする時の経過もあります。その間教育基本法の趣旨に従つて教育が行なわれてきたでありまして、さかのぼつて教育基本法を再検討するという時期にもぼつぼつ起きているんじゃないか、そういう気持から、あたかも憲法が法律に基づいて再検討されつづけるがごとき同様の意味におきまして、一文部大臣が改正するんだなどという独断的な立場ではなくて、しかるべきその道のベテランの方々に国民にかわつて検討してもらおうという考え方で、再検討すべき課題ではなからうかという意味で申しましたし、その意味では今でもそう思っております。ですから、おのずから再検討するにしまして、その方法なり何なり、あるいは政党政治の今日の姿のもとにおきまして、私の立場から申し上げれば、与党内にはたしてそういう機運が動いておるかどうかということもあわせ考

えなければ、行動を起こすべきじゃない、こう考えまして、課題としてはそう思いますけれども、具体的にいつから、どうしてということとは、今念頭には

ございませぬ。

○横路委員 実は最初に大臣に憲法のことをお尋ねしましたのは、教育基本法との関連があるからお尋ねをしたわけですが、今大臣は、教育基本法については再検討すべきだという自分の所信は変えない、しかし具体的にどうする、という行動はまた別だ。しかし教育基本法は私は憲法を改正しない限り変えられるべきものでないと思う。今大臣に申し上げるのは、そこにお持ちでないからですが、重ねて私は教育基本法の前文「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するた

め、この法律を制定する。」こうなっているわけですが、この点は、私が申し上げるまでもなく、大臣十分御承知なわけですが、ですから私が先ほどお聞きをしましたように、今大臣は、今でも教育基本法は再検討すべきである、再検討すべきであるというの、改正すべきであると思つて、しかし行動はまだ起こしていない、こういうお考えですが、教育基本法を改正しようということになれば、この教育基本法の前文から、憲法の精神ののちつて教育基本法はできているわけですが、そうすると、大臣のお考えとしては、やはり

日本国憲法は改正すべきだ、こういうことは先ほどのお答えの中にはなかつたけれども、教育基本法を再検討すべきである、改正すべきである、こういう大臣のお考えからいけば、当然私は憲法は改正すべきであるというお考えになると思ふのです。そうでなければ、この教育基本法の前文の関係から私は出てこないと思うのですが、この点どうでしょう。

○荒木国務大臣 私個人としての、一代議士としての意見があるかないか、憲法についてそういうお尋ねであるとしますれば、以前私は憲法調査会の委員をしましてはございしましたが、しておりました、その立場におきましては憲法は再検討し、かつ改正するべき点があると思つております。先ほどお答えしましたのは、関係の一人として、政府としてどうだという立場においてお答えすべきものと思つたから、それは国会の御審議を経て決定されております憲法調査会に基づいて目下審議されつづける、その趣旨は改正すべきでないかということから検討されつつあるわけでございますから、現に公にそういう動きが政府の立場においても行なわれつつありますときに、内閣の閣僚の一人としては個人的なことは申し上げるべきじゃない、こういうつもりで申し上げたのであります。

なお、教育基本法との相関関係でお話ございましたから、ついでながら申し上げさせていただきますが、憲法がかりに一言半句も改正されない、また改正すべきでないという立場をとりまして、その憲法の趣旨に基づいて教育基本法それ自体にも、教育基

本八

本法の制定経過等から考えまして再検討するべき性質を持つておるのじやなからうか。先刻も申し上げましたように、それは、刷新委員会の一人々々が、占領下なるがゆえに、たとえば義務教育課程においては日本地理、日本歴史、修身、道徳教育からずとGHQの意思として日本政府に厳命を下した直後でもあります。すべての意見は、法律の内容に影響をもたらすようなものは、ことごとくGHQのアプローチなしには、当時の国会におきましても帝国議会におきましても実現することは不可能であつたという客観情勢のもとに、刷新委員会の人々もそのことを忖度し、あるいは国会におきましても自由闊達な信念が吐露されず、その考えがあらましてもGHQあるがゆえに原案に対する修正ということとは許されなかつた、あるいは許されないであらうと思つて具体的な意思表示はなかつたというところは、推察にかたくなに私は思つております。そういう前提に立ちまして、先刻も申し上げた通り、教育に関する専門家の権威ある方々、日本のトップ・レベルの人々に十分に国民にかつて検討してあらうて、改正すべき点があるならば改正案を作つてもらつて、それが国会であつたため検討されるという、そういう筋道をたどることを念頭に置いて、再検討されるべき課題ではある。また憲法が改正されたことと仮定しますれば、改正されたことによつて教育基本法に影響をたらすことありせば、むしろその関係において教育基本法が修正され検討されるということが出てきましようけれども、そうでないといひましても、私は検討されるべき課題で

はなからうか、こう思つておるということ先刻申し上げたわけでありま

す。

○横路委員 実私がこのことをお尋ねしているのは、たとへば今度小学校の教科書が改定になつた。そうするとその中には憲法を守りましようというやうな教材が入つていない。一番大事な憲法を守りましようということが、改定前の教科書には随所に見られたのに、今度の改訂教科書の中では全くない。そこで、これは一体どういう意図なんだ。それで文部大臣は教育基本法については再検討されるべきだ。また今大臣からお話のように、文部大臣としてではなくて一国民として、あるいはまた衆議院議員荒木氏としては憲法は改正するべきだと思つてゐる。しかしこれは文部大臣としての考えといつても、衆議院議員としての持つてゐる考え、一個人として持つてゐる考えといふものは、やはり文部大臣という立場にあつて、それを全く二重に使い分けるといふことはなかなか容易でないわけだ。ですから、私もはそういう意味で大臣のお考えがだんだんそういうところへ浸透してきてゐるのじやないか、こういうふうに考えるわけだ。事務当局の内藤さんが答弁したいやうだけれども、実は大臣は十時四十分からおいでになるといふので待つておつたのだから、だいたい時間が過ぎましたので、きょうはできるだけ大臣に御答弁をお願いしたい。私は大臣に今このことを申し上げてゐるのは、私もこの前の文部委員会で、大臣が愛媛の市町村の教育長協議会あるいは新潟のPTA会の大会等に行かれたときの談話についていろいろな論議を聞いておりま

したが、現場の教員の大臣に対する一つの率直な不満——大臣というよりは文部省全体に対する不満は、今日の教育はあくまでも憲法並びに教育基本法によつて行なわれてゐるのに、それを再検討または憲法を改正すべきだ、そういうことが随所に出てくる、そこに私は現場の教師が文部省に反発してゐるところがあると思う。これは何も文部大臣一人ではないのです。内藤さん以下のいわゆる文部官僚に対する反発もあるのです。そういう意味で私はこの問題についてお尋ねしたわけなんです。この点は文部大臣もただ単に日教組相手にけんか腰でお話をなさるといふのではなくて、何であんなに現場の教師が自分に反対をしてゐるんだ、それは私は一にかかつてここにゐる、こういうふうに思ふ。

次に大臣にお尋ねしたいのですが、教育基本法の第十条に、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。」第二項には、「教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」私は、教育はやはり国家権力並びに地方権力の不当な支配に服することがあつては絶対にならないと思ふ。そこで、私は、教育が国家権力や地方権力の不当な支配に服することがないために、今日政府の方でおやりになつてゐるいわゆる地方教育行政の組織運営に関する法律に基づいての教育委員ではなくて、やはりあの法律の前に教育委員が公選されて、教育委員が独自の権限を与えられて、そして国家権力からも地方権力からも独立をしてゐた、こ

う立場における教育委員の公選、これが基本法第十条にいう教育が不当な支配に服することがない、こういうことになつてゐると思ふ。やはり今の教育というのは池田自民党内閣の文教政策、これは大臣も違ふとおしやらないと思ふ。だからどうしても文教政策といふものはそのときの政治権力を持つてゐる政党の意向といふものが強く入つてくるわけだ。だからそういう意味からいけば、やはり基本法第十条にいう「教育は、不当な支配に服することなく」という点からいけば、今日の地方教育行政の組織、運営に関する法律に基づく教育委員では、何といつても国家権力、地方権力といふものの意向に左右されてくる。だからそういう意味で、われわれが教育基本法を守る立場からすれば、当然教育委員が公選されて独自の権限によつて政治的にあくまでも中立だといふことでなければならぬと思ふ。この点お尋ねしておきた

い。

○荒木国務大臣 教育基本法にいう不当な支配に服してはならない、影響を受けてはならないという趣旨のこと、私は、かつて軍閥その他の不当な支配があつたと推定されてゐる、そういうことが繰り返されてはならないぞといふことが根本の趣旨だと思ひます。国家権力とか地方権力とかいう自体が悪いものではないと私は思ひます。ただ権力が憲法と法律に違反して介入するときには不当であつて、そういうことが民主主義下の法治主義下の、また現行憲法のもとにおける一般行政はもとより、特に教育の面においてそういうことは許されざること、これは鉄則でございますから、そのようなこ

とがあるはずがない、むしろやつてはならないという心がまえでおります。政党政治だから、自民党内閣の教育政策が行なわれてゐる、そのこと自体がけしからぬことのようにおしやつたかどうかはちよつと読み取れませうけれども、私は主権在民の政治形態のもとにおいて、選挙を通じて国民主権のいわば委任を受けて国会議員が国権の最高機関の構成員として国民にサービスする、このあり方は通称政党政治といわれております。何をなさんとするかは、国民に公約をして許されて当選をした者どもが、その公約を果たすといふことが行なわれておると思ひます。ですから、その範囲において教育政策について公約しましたことは実行することが必要であつて、その意味で池田内閣の教育政策が行なわれてゐる、とおしやればその通りだと思ひます。その通りでありまして、そのことは悪いことではなしに、むしろ今の憲法の趣旨に沿つた歩き方である。そのよしあしは国民が審判する、それが主権在民のあり方だと思ひます。その審判は次の総選挙において、その他の選挙を通じて、国民の意思によつて、それが適切でないと思へば、自民党内閣を引きずりおろすという結果づけをもつて審判が下る、そういう約束ごとで行なわれることが民主政治であらうと存じております。さりとて自民党政策、池田内閣の教育政策と申しましても、憲法の趣旨に断じて従はざるを得ない。憲法の趣旨を取り入れて、それを念頭において制定された教育基本法はもとより、もろもろの法律といふものはもそのらを越えるものではないはず

でありますから、その定められた法律に従ってそののりを越えないうで行なわれることも当然であります。ですから、私が担任しましてから一年ばかりでございますが、その間今申し上げた趣旨に一步でも逸脱したことはやっていないと確信を持っておる次第でございます。

○横路委員 今の大臣のお話の中で、なるほど戦前の教育は軍閥の支配下にあったということがあったのですが、しかしその軍閥というのは、やはり時の政権を持っておるものの中に構成されている。ですから戦前の教育というのは軍閥がやったのではない。そのときの、いわゆる政権を担当している政府が教育を行なったのだ。それは結局軍隊を強めて、そして海外に出て領土を拡大していくということなんですよ。その中には、この前だいでここで優秀民族か劣等民族かという議論もございまして、やはりあのときは八紘一宇という精神で、日本民族こそ最優秀民族で、日本民族こそ指導者である。これは何も軍閥がやったのではない。それは全体の関係において、そのときの政権を担当している内閣がそういう教育方針を出してきたのです。この点は、何か軍閥だけが悪くて、そのときの内閣全体の責任ではないというように、そういう印象を、先ほどお話を聞いていて受け取りました。そうでは断じてないわけですか。ですからその点は、戦前のあれだけの無様な戦争、ああいう状態の根源をなしたのは、一つには学校教育がある。そこで、憲法から、教育基本法の前文から、今私が申し上げた教育基本法の第十条へと、こういう関連がある。今大臣が、われ

われは選挙の結果自民党が多数を取ったのだ、だから選挙のときに公約した文教政策をやるのは当然じゃないか。悪ければ、次の選挙でまたひっくり返したらいじやないか。しかし教育そのものが、やはりそのときの政権を担当している政党的考え方というものに大きく左右されてはならないというところから、実は御承知のように教育委員の公選が行なわれたわけですか。だから、やはり何といたしても教育委員は公選されて、そうして国家権力や地方権力から独立をした機関であって、そうあることが、いわゆる教育の政治的な中立という点からいえば、また不当な支配に屈しないという点からいけば、そのことが当然だと思ふわけですか。この点は、実は私もこれらにつきまして長く大臣と討議をいたしたいと思ひますが、そんな時間的な余裕もありませんから、最初にこのことだけを申し上げておいて、あと学力テストについてお答えをいただきたいと思ひます。

そこで、昭和三十七年度の文部省予算の中には、この十月二十六日に予定されているような中学校の学力一斉テストを、来年度は小学校並びに高等学校にこの学力一斉テストをおやりになるうとして予算要求なすっているかどうか。予算要求ですよ、その点だけ一つお答えをいただきたい。

○荒木国務大臣 来年度の概算要求には、この二十六日にやろうとしております中学校の一斉学力調査並びに小学校における同様趣旨の学力調査、その両方をやりたいという趣旨の概算要求をいたしております。高等学校については要求いたしておりません。

○横路委員 わかりました。そうすると、今の大臣のお話で、来年度昭和三十七年度の予算要求の中には、小学校について、十月二十六日に予定されている中学校と同様の学力一斉テストをやるための予算要求をしている。そうすると、これは私からお尋ねしておきますが、小学校五年、六年を対象にしているのか、何年から対象にしているのか。科目については国語、算数、理科、社会、この四つであるのか。何年からか、科目はどうなっているのか。この点について大臣一つ……。

○荒木国務大臣 正確を期しますために、政府委員からお答えいたします。

○内閣府委員 小学校の五、六年を対象にし、科目につきましては、国語、算数、理科、社会の四科目を予定しております。

○横路委員 それじゃ初等中等局長に、その予算の総額は、小学校分は幾らになっていきますか。

○内閣府委員 小中学校合わせて二億五、六千万と記憶しておりますが、今ちょっと数字がここにございせんので、後ほどお答えいたします。

○横路委員 それでは今の点は、私から重ねて、小学校の分はどうか、中学の分はどうか、こういうふうな一つ……。

文部大臣、今のお答えでだいぶ明らかにしたのですが、これから私は中学校の学力一斉テストについてお尋ねをするのですが、文部省が来年度予算要求されている小学校五年、六年の国語、算数、理科、社会についての学力テストをやるということになると、これは大へんな問題になります。これはとても今度の中学校の学力テストどころの比ではないです。私は、こういう

問題についていろいろ私たちの意見を述べたりしたいと思うのですが、しかし、文部省の考えがはっきりしてきまして、この来年度予定している小学校五年、六年の学力一斉テストの問題についても、これは社会的に非常に大きな反響を呼びますから、あとで他の委員からもお話があると思いますが、私は一応お聞きだけしておきたい。これは非常な問題です。

次に私は文部大臣に法律上の見解を一つお尋ねをしたいと思うのです。それは当委員会におきまして、中学校の学力一斉テストをやるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第五十四条の第二項だ、こういうようにお話をされて、ずいぶんここで議論をされている。この中にありますのは、「文部大臣は」ということになって、「それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求むることが出来る。」この学力一斉テストというのは教育事務なんですよ。教育事務といえども、実はあなたの方から私は今資料をいただいたのですが、その資料には、テストの結果につけるいろいろな、生徒の進捗状況がどうか、あるいは教員の免許状を持っているのがどうか、それはどこを出したのかととととあります。それは確かに一つの教育に関する事務です。生徒はどれだけの、男女の性別はどうか、学年はどうか、教員は何か、免許状はどうか、教員は何か、教員当たりの児童数はどうか、そうして児童数と坪数との関係はどうか、あるいはそれぞれの都道府県における単級、複式の数等はどうなっているか、

小、中の併置校は実際にはどうなっているか、確かにそれは教育に関する事務でございましょうが、その学力テストというのは、教育に関する事務ではなくて、教育内容ではありませんか。この点は大臣、どう思うのです。この学力テストそのものは教育内容でありませんか。これが何で教育事務なんですか。まずこの法律的文解についてお尋ねをしておきたい。

○荒木国務大臣 地方教育行政法にいますところの教育に関する事務という概念は、学力調査のごときものも含んでおる概念を規定しておると承知いたします。

○横路委員 文部大臣、承知しているというのには、それは大臣はこういう見解でそういうことを承知しているのですか。教育に関する事務、教育に関する調査と、この法律の中でははっきり言葉に分けてあります。決して法律は、そういうふうに拡大解釈ができるようにはなっていないのです。教育に関する事務、教育に関する調査、別々ですよ。この五十四条の二項の教育に関する事務の中に——学力テストというのには教育内容でしよう。文部大臣その点はどうか。その点は大臣の見解を一つお尋ねしておきたい。私は教育内容だと思ひます。

○荒木国務大臣 試験、テストそのものは教育そのものだと思ひます。教育に関する事務をこう理解すると申しましたのは、たしか地方教育行政法第二十三条の中の文言をさして私は申し上げたつもりでございまして、必要ならば政府委員からその点を具体的に読み上げましてお答え申し上げます。

○横路委員 文部大臣、二十三条の十

うのが出されておりますが、これを読んでみますと「7調査の系統・組織」その(1)の中に「法律第五十四条第二項の規定による調査とする。」こう書いておるわけですが、今文部大臣の御答弁を聞きますと、若干混乱がございまして、地方教育行政組織の第二十三条だ、これを一緒に考えればこうなるのだという御答弁がございしますが、それではなぜこの第二十三条をこの調査の実施要綱にお示しにならぬのか。あなたの方は五十四条第二項でやるのだといってこれを全国に流している。第二十三条でやるならば、なぜ第二十三条というものをこの要綱の中にお書き入れにならなかつたのか、この点についての御見解を承つておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 調査報告を求める権限の所在は五十四条二項という意味で書いておるものと思ひますが、先ほど来の横路さんのお尋ねに対するお答えを申し上げておきます意味は、教育に関する事務とは何ぞやということを中心のお話でございましたから、地方教育行政法で使つておる教育に関する事務というものの具体的内容は、二十三条にさかのぼつてみればはつきりするという意味で引用したのであります。指導要領に掲げましたのは、その権限の所在だけを中心に書いておるといふことだと思ひます。

○野原(憲)委員 文部省にいたしましても、それから都道府県の教育委員会にいたしましても、校長を通じていろいろな調査をやつておるわけでありま

もなされておる。それからまた校庭は、子供一人当たりについての面積は何坪であるか、こういう調査も、これは必要な調査であります。これは確かなになされておる。こういうことが事務ではございせんか、重ねて承つておきますが、これと教育の内容とごつちやにされることは非常に問題があると思ひますが、もう一度、法制局に来ていただいて究明する上の参考にしたと思ひますから、お聞きしておきます。

○荒木国務大臣 教育内容は、校長以下教職員が学校で行なうというのが本則ではございしますけれども、小学校につきましては、学校教育法第二十条に、教科に関するところは文部大臣がこれを定めねばならないということ、この間のお尋ねにもお答えした通りでございしますが、教育は地方分権の建前で原則的にはやるんだが、教科に関するところは文部大臣の権限として留保してやれよということ、学校教育法それ自体が規定しておるのであります。教科のことに関連しましては、法律上も、学習指導要領を文部大臣の責任において定めろ、教育課程も編さんしろというふうな事柄が指定されておると私は承知いたしております。その範囲においては、まさに教育それ自体を、小、中学校については、義務教育なるがゆゑに、文部大臣が全国的に責任を持つ立場でやれよということになつておる。従つてそのことに限ります限り、実態を把握して——先ほど横路さんが引用されましたように、教育基本法第十条にいうところの教育の場の改善に資する責任が文部大臣には負わされておる。その責任を果たすための一

つの方法として、一斉学力調査を通じてその改善をすべき根拠を得たいというところでありまして、その文部大臣に与えられた権限と職責は、一斉学力調査を通じてしかわかり得ない、全国的な視野からわかる方法は他に求められない。そこで調査報告を求める具体的権限も、また地方教育行政法によつて与えられております。その手段を通じて、今申し上げた目的を達しよう、こういう考え方に立つておるわけでありまして。

○横路委員 今大臣からお話がございましたが、学校教育法施行規則の第二十五条ですね、ここには「小学校の教育課程については、この節に定めるものの外、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」とあります。これは大体中学校と同じでしよう。ですからそういう意味で、文部大臣が今お話をなすつた、いわゆる教育内容にまで入ることができるんだ——それは小学校の場合においては——中学校の場合も同様だが、この学習指導要領によつて公示する、こままでがあなたの権限ですよ。それを年間を通じてどういう教科課程を組んでいくか、一学期、二学期、三学期でどう組むのか、そういうことは現場の教師にゆだねられたことなんです。だから現場の教師は、自分たちの学校、自分たちの地域、自分たちの子供の親、地域の経済的ないろいろな条件、そういうものを勘案していわゆる教科課程の編成をやつていくんだ。その中でやつていくのだから、その結果については、教師みずからがいわゆる学力テストにおいてどういふ自分たちの指導の結果が出てきたかと

いうことを判断するためにやることは当然必要だが、それを文部省がこの五十四条二項によつて文部大臣の権限として命令をもつてやらせるといふことではないですよ。これはどこからも出てこないですよ。しかも大臣の今のお話では、それを命令をもつてやらせる、その学習指導要領に基づいての学習その他が一体どうなつていくかというところは、学力テストによつて自分が全部掌握しなければならぬのだ、こういう考え方、先ほど私が指摘をしましたけれども、教育の行政、財政、その上に教育の内容、しかもその細部にわたつてまで一切のものを文部省が全部掌握しておかなければならないということ、これによつていわゆる教育が国家権力によつて左右されてくる、教育が国家によつて統制されてくることにな

る。この点が私が先ほど大臣と議論をした。少なくとも教育は国家権力や地方権力からは独立をしておかなければならぬのだが、あなたは全部掌握しておかなければならぬ、教育行政はもちろん、財政上ももちろん、今度は教育内容もそう、指導方法もそう、全部あなたが掌握しなければならぬ。小学校、中学校の教育一切について全部権限をあなたの手で掌握しておかなければならぬというところに、今日の文部省の教育に対する間違つた考え方があら。これはどうですか。文部大臣がおやりになることは、いわゆる教育課程については学習指導要領を公示する。そこまではいい。そこまでは法律では規定している。どうですか。

○荒木国務大臣 先ほど申し上げた、今も引例されました学校教育法二十条その他に基づいて、小中学校の教科に

関することを定める権限と責任が与えられておる。そうしてまた学習指導要領を公示して、それに準拠して現場でも教育が行なわれねばならぬよといふことになつておるといふことは、私もむろん承知いたしております。ところで、現場の教師がそれに基づいて教科課程を組んでいく、もちろんそうなつております。またそうするについては、その根拠となるべき地方の直接の手だてとしては、教育委員会が、地方公共団体が条例あるいは委員会の管理規則等で、その基準というが準則を定めて、その線に従つて当該学校が今お話の通りのことをやるという立て方ですつと行なわれておるといふことは、私も承知しておるわけですが、先刻も申し上げましたように、なるほど学習指導要領を公示すること、具体的な文部省としての行動はむろん一段落ではございします。ですけれども、その文部大臣に留保されておる責任が果たされておるかどうかということ、これは調べないことにはわからない。しかも学習指導要領は都道府県のそれぞれの特色を具体的に織り込んで定められるものでなくして、義務教育なるがゆゑに、日本全国どこでも、端的に申し上げれば、画一的な基本線は少なくともこれだけは守られて教育が行なわれねばならぬよといふことを要請しておる。その要請に基づいて定められておると私は理解いたしております。ですから、その指導要領の限度内のごとが最小限度の程度に到達しておるかといふことは、与えられた権限と責任を国民に対して果たします角度からい

は、文部省みずからが知らねばならない範囲であることは当然だと心

○横路委員 実は大正、けさ大体十時半から二時間くらいで質問がある程度めどをつけたかと思つたんですが、大臣は一時には他に何か約束もあるようですから、私一だけお聞して、明日きつと委員会があるでしょうから、継続してこの問題について重ねていろいろお尋ねしたい。

り」と書いてある。これは昭和三十三年のときの答弁ですが、これは変わってاندءء。この中でははつきりと学力調査は委託統計調査だ、それから教育委員会が受諾した場合、こうなっておて、あなたははかりと答えておる。これは間違てて回答書を出したんですか。これはどうなんです。文章は

挙げられた中では五項をさしているわけではございません。

○野原(覺)委員 もう一点だけ。そこでこの二十三条の前文を読んでみますと、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、」というあるわけです。

十分より開会することとし、これにて
散会いたします。

午後一時十四分散会

文教委員會議錄第四号中正誤

ペシ	段	行	誤	正
一一	から	六石井	島君	石井 駒君
五	九	利産	利用	
三二	終り	から	八国か政策	国が政策
五二	云	しる	わけで	とるわけ

第一類第六号 文教委員会議録第六号 昭和三十六年十月十八日

昭和三十六年十月二十三日印刷

昭和三十六年十月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局